

# 投票方法と投票場所

## ◆投票場所及び投票時間

投票地区	投票場所	投票区の区域	投票時間
第1投票区	洞爺湖町役場	虻田5区、青葉1区・2区	7時
第2投票区	虻田ふれ合いセンター	虻田1区・2区・3区・4区、清水	
第3投票区	あぶたコミュニティセンター	虻田7区・8区、入江1区・3区	19時
第4投票区	母と子の館	虻田6区、かっこう台区、入江4区、泉の一部(西山火口より虻田地区側の区域)	
第5投票区	洞爺湖文化センター	洞爺湖温泉1区～8区、月浦、泉の一部(西山火口より温泉地区側の区域)	7時
第6投票区	洞爺総合センター	洞爺第1～6、緑沢、美沢東、美沢西、曙、洞仁会、財田、川東、岩屋	
第7投票区	なるか愛郷の家	成香、花和	18時
第8投票区	農業研修センターとれた	香川、大原、富丘	

※一部変更となっている投票地区がありますのでご注意ください。

### ◆投票時間

投票時間は、7時から19時(一部の投票所は18時)までで、投票開始及び終了1時間前にサイレンで通知します。

### ◆投票場所

居住の地区によって異なりますので、投票入場券を確認するか選挙管理委員会に問合せください。

### ◆投票できる方

投票できる方は、洞爺湖町の選挙人名簿に登録されている方で、投票日現在、洞爺湖町に住所がある方です。

#### ●選挙人名簿の登録

今回の選挙人名簿に登録される方は、次のとおりです。平成10年7月11日までに生まれた方で、平成28年3月21日までに住民基本台帳に登録されている方。

### ◆転入、転出、町内で異動した方

#### ●最近転入した方

平成28年3月21日までに転入した方は、洞爺湖町で投票できます。また、平成28年3月22日以降に転入した方は、前住所地で投票となります。

#### ●最近転出した方

平成28年2月20日以前に転出した方は、新住所地で投票となります。

#### ●最近町内で住所を移した方

平成28年6月9日までに新住所に異動届出をした方は、新住所の投票所で投票できます。

### ◆投票入場券

「投票入場券」のはがきは、6月23日から郵送する予定です。なお、選挙人名簿に登録されている場合は、はがきを紛失された場合でも投票することができます。

### ◆不在者投票について

病院や老人ホームなど入所されている方や旅行などで町外に滞在している方は、不在者投票ができますので、町選挙管理委員会に問合せください。

## 期日前投票

- ①洞爺湖町役場ロビー  
6月23日(木)～7月9日(土)  
8時30分～20時
- ②洞爺総合支所会議室  
7月4日(月)～7月9日(土)  
9時～17時

## 開 票

- 日 時 7月10日(日)20時～
- 場 所 役場3階 防災研修ホール

## 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方で、次の表に該当する方は、郵便による不在者投票ができますので、町選挙管理委員会に問合せください。

### 1. 郵便等投票対象者

障害等の区分	障 害 等 の 程 度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
	介護保険の被保険者証	要介護状態区分

### 2. 代理記載投票

左記の郵便等投票対象者のうち、自ら投票の記載ができない方が、選挙権のある他の方に代理記載を依頼する制度で次の方が対象者です。

障害等の区分	障 害 等 の 程 度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症